

(2) 雇入れ時及び作業に応じた安全衛生教育の実施

技能実習生をはじめ事業場の労働者・管理者に対して安全衛生教育を実施することは労働災害等を防止するうえで重要なことである。安全衛生教育は、実施する時期や種類等が多岐にわたるがその主なものを挙げる。

① 安全衛生教育

(ア) 雇入れ時の安全衛生教育

労働者の雇入れ時、つまり不慣れな業務に就く際の安全衛生教育は、労働災害を防止するうえで最も基本的なことであって不可欠なものであることから、安衛則においても詳細に規定されている。

雇入れ時教育の具体的な項目は次の表VIIIとおりである。

表VIII 雇入れ時の安全衛生教育項目

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

特に、機械設備等の使用方法の理解不足や保護具の不着用等が原因となって、技能実習生の労働災害が発生しているので、機械整備の使用方法や保護具の着用の必要性の確実な理解に向け実技で教育することが必要である。なお、建設業、運送業、製造業等の業種（P33の表VII「事業場規模別・業種別安全管理組織」の表の左欄及び中央欄の業種）に属する事業場にあっては、①～⑧の全ての項目について教育が必要であるが、その他の業種（同表の右欄の業種）に属する事業場については①～④の事項については省略することができるとされている。しかしながら、最近はこのような事業分野においても、労働災害に結びつく機械設備が導入されているので積極的に教育を行うことが望ましい。

〔参照条文〕 安衛法第59条第1項、安衛則第35条

(イ) 作業内容変更時の安全衛生教育

技能実習生の作業内容を変更した時も①と同様の教育を行わなければならない。異なる作業に転換したときや作業設備、作業方法等の大幅な変更があったときがこれに当たることになる。

〔参照条文〕 安衛法第59条第2項、安衛則第35条

(ウ) 安全又は衛生のための特別教育

P35 表IX「特別教育を必要とする業務一覧」に示す危険又は有害な業務に従事させるときは、当該業務についての特別教育を行わなければならない。なお、特別教育を行ったときは、受講者及び科目等の記録を作成し、3年間保存しなければならない。

また、特別教育用テキストとして各種言語のテキストを参考資料 18 のとおり JITCO で作成しているので、必要に応じて活用のこと。

〔参照条文〕 安衛法第 59 条第 3 項、安衛則第 36 条

**表IX 特別教育を必要とする業務一覧
(技能実習2号移行対象職種からみて技能実習生に関係するものと考えられるもの)**

- ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ・動力プレス機械の金型、シャーの刃部又はこれら機械の安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し、調整の業務
- ・アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- ・高圧、特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務、低圧の充電電路（対地電圧が 50 v 以下及び電信用、電話用等感電による危害を生ずるおそれのないものを除く）の敷設、修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所の低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- ・最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転（道路上を走行させる運転を除く）業務
- ・最大荷重 1 トン未満のショベルローダー又はフォークローダー運転（道路上を走行させる運転を除く。）業務
- ・最大積載荷重 1 トン未満の不整地運搬車運転（道路上を走行させる運転を除く）業務
- ・制限荷重 5 トン未満の揚貨装置の運転の業務
- ・機械集材装置の運転の業務
- ・簡易架線集材装置、架線集材機械の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- ・胸高直径 70cm 以上の立木の伐木、胸高直径 20cm 以上で重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木等の業務
- ・チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- ・機体重量 3 トン未満の建設機械（「整地・運搬・積込み用機械（ブル・ドーザー等）」、「掘削用機械（パワー・ショベル等）」、「基礎工事用機械（くい打機等）」、「解体用機械（ブレーカ等）」）で、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
- ・基礎工事用機械で、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務
- ・基礎工事用機械で、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（運転席における操作を除く）の業務
- ・締固め用機械（ローラー等）で、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
- ・コンクリート打設用機械（コンクリートポンプ車等）の作業装置の操作
- ・ボーリングマシンの運転の業務
- ・建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械の調整、運転の業務
- ・作業床の高さが 10m 未満の高所作業車の運転の業務
- ・動力により駆動される巻上げ機の運転の業務

- ・動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務
- ・小型ボイラーの取扱いの業務
- ・つり上げ荷重5トン未満のクレーン及びつり上げ荷重5トン以上の跨線テルハの運転の業務
- ・つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務
- ・つり上げ荷重5トン未満のデリックの運転の業務
- ・建設用リフトの運転の業務
- ・つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
- ・ゴンドラの操作の業務
- ・作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機の運転の業務
- ・高圧室内作業に係る作業室への送気調整バルブ、コックの操作の業務
- ・高圧室内作業に係る業務
- ・特殊化学設備の取扱い、整備、修理の業務
- ・特定粉じん作業に係る業務
- ・ずい道などの掘削、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設などの業務
- ・産業用ロボットの可動範囲内において行うマニピレータの教示等の業務
- ・産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等の業務
- ・自動車（二輪自動車を除く）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務
- ・廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- ・廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ・廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- ・石綿等が使用されている建築物・工作物若しくは船舶の解体等の作業、又は吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときの当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業。
- ・足場の組立て・解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に係る業務

(イ) 職長等の教育

建設業、製造業等においては、新たに職長等現場監督となる者に対して、職長教育を行わなければならない。

〔参考条文〕 安衛法第60条、安衛則第19条

(オ) 能力向上教育

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等に対して、その者の能力の向上を図るために教育等を実施するよう努めなければならない。

〔参考条文〕 安衛法第19条の2、安衛則第24条

(3) 就業制限業務と必要な資格

実習実施機関において行われる作業の中には、適切に操作を行わないと、ボイラー等のように破裂等のおそれがあるもの、クレーン、車両系建設機械等のように転倒、衝突のおそれがあるもの等、重大な危険を伴うものがある。これらの作業では、当該作業に従事している者のみならず、周囲にいる労働者や場合によっては関係者以外にまで被害が及ぶことがあるものもある。このような重大な災害を防ぐために、安衛法は、つり上げ荷重5t以上のクレーンの運転等、一定の危険な作業を伴う業務を就業制限業務とし、これらの業務については一定の資格を有する者以外の就業を禁止している。

就業制限業務に従事することができる資格については、それぞれ、その区分に応じ、

- ① 都道府県労働局長の免許を受けた者
 - ② 都道府県労働局長又はその登録する者が行う技能講習を修了した者
- に大別されている。

具体的には次の表Xに示す業務が該当する。

表X 就業制限業務一覧

業務の区分	業務につくことができる者
①発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	発破技士免許を受けた者
②制限荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置運転士免許を受けた者
③ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの業務	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者 ただし、ボイラー取扱技能講習を修了した者は一定のボイラーのみ取扱うことができる
④ボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務	特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者 ただし、普通ボイラー溶接士免許を受けた者は一定の溶接についてのみ行うことができる
⑤ボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務	ボイラー整備士免許を受けた者
⑥つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務のうち⑦に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
⑦つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	i クレーン・デリック運転士免許を受けた者 ii 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
⑧つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務のうち⑨に掲げる業務以外の業務	移動式クレーン運転士免許を受けた者
⑨つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務のうちつり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転の業務	i 移動式クレーン運転士免許を受けた者 ii 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
⑩つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
⑪潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許を受けた者
⑫可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許を受けた者又はガス溶接技能講習を修了した者
⑬最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	フォークリフト運転技能講習を修了した者
⑭機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者

⑯機体重量が3トン以上の基礎工事用の車両系建設機械の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
⑰機体重量が3トン以上の解体用の車両系建設機械の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者
⑱最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者
⑲最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	不整地運搬車運転技能講習を修了した者
⑳作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務	高所作業車運転技能講習を修了した者
㉑制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	玉掛け技能講習を修了した者

(注) 平成18年4月1日からクレーン運転士免許とデリック運転士免許が統合され、クレーン・デリック運転士免許となった。

[参照条文] 安衛法第61条、安衛法施行令第20条、安衛則第41条

なお、技能実習生が技能講習を受け資格を取得する際は、外国語による**技能講習用補助テキスト等**が参考資料19のとおりそれぞれの団体で作成されているので参考とされたい。

(4) 健康診断と健康の確保

健康診断は、労働者の健康維持をはかるための基礎となるものである。技能実習生についても一般の労働者と同様、健康診断は必ず受診させなければならない。

また、労働者は事業者の指定する医師の健康診断を希望しないときは、自己の希望する医師の診断を受けなければならず、その結果を事業者に報告しなければならない。

① 健康診断の留意点

(ア) 健康診断の種類法令に定める健康診断は、P43、表XIII「健康診断の種類・実施時期・対象労働者等について」に示すとおりであり、一般健康診断と有害業務に関する健康診断に分けらる。

また、VDT作業、騒音作業、重量物取り扱い業務、身体に著しく振動を与える業務などの特定の業務等については、それぞれ特定の項目について健康診断を実施するよう厚生労働省から指針・通達が示されている。

(イ) 実施の時期・回数

各健康診断の実施の時期・回数・対象労働者は、表XIII「健康診断の種類・実施時期・対象労働者等について」のとおりである。

② 一般健康診断

一般健康診断は、主に雇入れ時の健康診断と定期健康診断の2種類に分けられ、その概要は表XIII「健康診断の種類・実施時期・対象労働者等について」の①、②に示すとおりである。